

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷
----	----	------	------	-----	----	----	----	----	----	----

環境負荷の低減対策

規範項目51

必須・重要・推奨

環

## セイヨウオオマルハナバチの飼養許可取得

我が国固有の生態系を維持する観点から、外来種であるセイヨウオオマルハナバチを飼養するためには、環境省の許可を取得し、適切な飼養管理を実施することが法令で義務付けられています。

### 取組事項

- ・ セイヨウオオマルハナバチを飼養するための環境省の許可を取得する。
- ・ 飼養等の具体的な基準や取扱いの方法に従った飼養管理を実施する。
- ・ 特定外来生物ではないクロマルハナバチへの切り替えなども検討する。

セイヨウオオマルハナバチ(図1)は、施設栽培トマトの受粉などに利用されてきましたが、我が国固有の生態系を維持する観点から、平成18年9月1日より、特定外来生物として規制されています。

#### 【飼養の許可・掲示】

トマトの授粉など農業に使用されるものは、「生業の維持」を目的とするものとして、ハチの逸出を防ぐ措置がとられている施設の中であれば、許可を得た上で引続き使用することができます。

飼養の許可は3年ですので、許可を受けている場合も、期限前に更新するように注意しましょう。

飼養する施設には許可証のコピーなど、許可を受けたことを示す標識を掲示します(図3)。

また、巣箱を購入、処分した日付、巣箱の数、相手方等を記録し、年に一回報告する必要があります。

飼養する必要が無くなったときは、巣箱を密閉した袋に入れること等により、確実に殺処分しましょう。

#### 【逸出を防ぐ措置】

飼養する際は、次の逸出を防ぐための措置が必要です。

- (1) ハウスの開口部へのネットの展張(目合い4mm×4mm以内)(図4)
- (2) 外部との出入口の戸を二重以上とすること(図5)
- (3) 給排水設備を通じて特定外来生物が逸出しないようになっていること
- (4) 運搬・保管時の巣箱は、開口部を常時閉じることができる構造であることなどです。なお、施設外で飼養することはできません。

また、在来種であるクロマルハナバチ(図2)への切り替えなども検討してみましょう。



図1 セイヨウオオマルハナバチ(特定外来生物)  
(白色の尻が特徴)



図2 クロマルハナバチ(在来種)  
(オレンジ色の尻が特徴)



図3 セイヨウオオマルハナバチの許可掲示の例

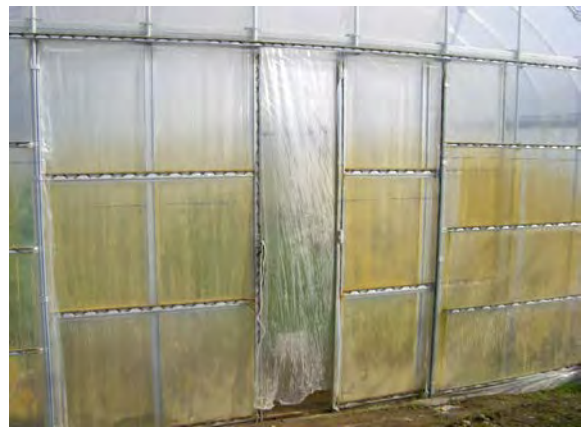


図4 ネットの展帳の例1(入口にネットを設置)



図5 ネットの展帳の例2  
(入口に2重ネットを設置)

#### ーセイヨウオオマルハナバチの飼養等の取扱細目(概要)ー

- ① 基準を満たした特定飼養等施設のみで飼養等が可能。
  - ・おり型施設等(ハウスが該当)
  - ・移動用施設(巣箱が該当)
  - ・水槽型施設等
 のいずれかであること。  
 いずれも施設設備に関する規定は適用されない。
- ② 飼養等の許可の有効期間は3年間。
- ③ 巣箱の数量の増減に係る報告は1年ごとに届出。
- ④ 許可を受けたことを示す標識(飼養許可証のコピー等)の掲出状況は飼養開始から30日以内に届出。
- ⑤ 特定飼養等施設外では原則として飼養等をしない。  
 飼養等をしないこととした場合は、確実に殺処分する。

図1、2:農水省より提供

図4、5 出典:NPO法人 農業ナビゲーション研究所「GAP取組支援データベース」

#### ■セイヨウオオマルハナバチの飼養等許可の申請に関する詳細

・環境省HP(<http://www.env.go.jp/nature/intro/3breed/maruhana.html>)

#### 【根拠法令等】

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年法律第78号)
- 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件 (平成17年環境省告示第42号)